

平成22年3月31日
消 防 庁

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（案）」に対する意見募集の結果

消防庁では「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（案）」について、平成22年2月19日（金）から平成22年3月20日（土）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、本件に関するご意見はございませんでした。

1. 背景

平成22年2月18日（木）に厚生労働省が、労働政策審議会に労働者災害補償に係る介護補償の額の引き下げを諮問し、同日当該諮問を認める旨の答申が行われました。非常勤消防団員やその求めに応じて消防作業に従事した者などに係る損害補償のうち介護補償の額については、従来、労働者災害補償と同額としてきたことから、額の改定を行うものです。

2. 意見募集の結果

告示（案）について、平成22年2月19日（金）から平成22年3月20日（土）までの間、意見を募集したところ、本件に関するご意見はありませんでした。

3. 告示の公布等

意見募集の結果を踏まえ、[「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（平成二十二年総務省告示第百二十五号）」](#)が平成22年3月31日（水）に公布され、平成22年4月1日（木）から施行される予定です。



問い合わせ先

総務省消防庁国民保護・防災部

防災課 細田災害対策官、中谷事務官

TEL 03-5253-7525

FAX 03-5253-7535

非常勤消防団員や消防作業従事者などの 損害補償に係る介護補償の額の改定について

平成22年3月
消防庁防災課

1 趣旨

消防団員や、その求めに応じて消防活動に従事した者（消防作業従事者）などが、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとなっています。

介護補償の額は、「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する」ものとされており（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項）、告示によりその額が定められています。

今般、厚生労働省において、労働者災害補償に係る介護補償の額が改定されましたが、消防団員や消防作業従事者等の損害補償に係る介護補償の額も、従来、労働者災害補償と同額としてきたことから、補償額の改定を行うものです。

2 改正の内容

(1) 実質補填の限度額

常時介護	104,960円	→	104,730円
随時介護	52,480円	→	52,370円

(2) 家族介護の定額

常時介護	56,930円	→	56,790円
随時介護	28,470円	→	28,400円

※ 上記額は労働者災害補償における介護補償の額と同額。

3 改正の経緯

2月18日（木）に厚生労働省が、労働政策審議会に介護補償の額の引き下げを諮問し、同日当該諮問を認める旨の答申が行われました。答申を受け、厚生労働省において、労働者災害補償保険法施行規則が改正され、介護補償の額が引き下げられました。

国家公務員・地方公務員の公務災害補償における介護補償の額については、従来、労働者災害補償と同額とされており、消防団員等の損害補償における介護補償の額についても、労働者災害補償と同額としていることから、額の引き下げを行うものです。